

地理的表示法について ー特定農林水産物等の名称の保護に関する法律ー

（概要）

「地理的表示（GI：Geographical Indication）」とは、農林水産物・食品等の名称であって、その名称から当該製品の産地を特定でき、製品の品質等の確立した特性が当該産地と結び付いているということ特定できるもの。

○○	□□
地名	+ 産品名

（地理的表示保護制度）

地理的表示保護制度とは、品質、社会的評価その他の確立した特性が産地と結び付いている製品について、その名称を知的財産として保護するもの。国際的に広く認知されており、世界で100カ国を超える国において保護制度がある。

【例】

EUで地理的表示登録されている産品

カマンベール・ドゥ・ノルマンディー（フランス）：カマンベールチーズ

プロシュート・ディ・パルマ（イタリア）：パルマの生ハム

（日本における地理的表示保護制度の創設）

①「地理的表示」を生産地や品質等の基準とともに登録。

→製品の品質について国が「お墨付き」を与える。

②基準を満たすものに「地理的表示」の使用を認め、GIマークを付す。

→品質を守るもののみが市場に流通。GIマークにより、他の製品との差別化が図られる。

③不正な地理的表示の使用は行政が取締り

→訴訟等の負担なく、自分たちのブランドを守ることが可能。

④生産者は登録された団体への加入等により「地理的表示」を使用可。

→地域共有の財産として、地域の生産者全体が使用可能。

（登録標章：GIマーク）

GIマークは登録された製品の地理的表示と併せて付すものであり、製品の確立した特性と地域との結び付きが見られる真正な地理的表示産品であることを証明するもの。



GIマークが日本の地理的表示保護制度のものであることをわかりやすくするため、大きな日輪を背負った富士山と水面をモチーフに、日本国旗の日輪の色である赤や伝統・格式を感じる金色を使用し、日本らしさを表現している。

（登録手続）

生産・加工業者の団体が、「地理的表示」に係る申請書類を国に提出し、審査のうえ登録。

（登録後の品質管理）

生産・加工業者の団体が、生産行程管理業務規定に基づき、団体の構成員が満たすべき品質の基準を定めた明細書に適合した生産を行うように必要な指導、検査等を実施。農水省が年1回の実績報告書により状況をチェックする。

（不正使用への対応）

登録を受けた団体が、他で承諾なく「地理的表示」を付して産品を販売している者等の不正使用が行われることがあれば、農水省にその旨を通報し、国が不正使用者に不正表示の除去または抹消を命令し、従わないときは罰則を加えることができる。

（海外における保護）

「地理的表示法」は日本国内のみで効力を発するため、海外では保護されない。今後は海外におけるGIマークの商標登録や地理的表示保護制度を有する国との間での相互保護等の仕組みづくりを通じて、海外における差別化が図られるよう取り組むこととなっている。

（地理的表示保護制度の目指すもの）

地理的表示保護制度を導入



- ① 地域ブランド産品として差別化が図られ、価格に反映。
*一定の品質を満たす産品のみが地理的表示を付すことができ、地域ブランド産品の品質を保証する。
- ② 不正使用に対して行政が取締りを行うことで、生産者にとっては訴訟等の負担なく、自分たちのブランド保護が可能。
- ③ 品質を守るもののみが市場に流通。
*GIマークにより他の産品との差別化が図られる。
- ④ 真の日本の特産品の海外展開に寄与。
*GIマークを貼付することにより、輸出先国においても我が国の真正な特産品であることが明示され、差別化が図られる。